

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿嶋市長 田 口 伸 一

市町村名 (市町村コード)	鹿嶋市 (08222)
地域名 (地域内農業集落名)	鹿島1地区(大字清水, 大字明石, 大字小宮作, 大字下津, 大字神向寺) (清水, 明石, 神向寺, 仲作, 小宮作, 下津, 清水新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①区画の小さい田や道路に接していない田は、担い手に借りてもらえない場合が多い。
- ②遊休農地が多い。
- ③畑は、露地野菜が多く耕作されているものの、小区画の農地を持つ地権者が多く、今後、借り手がいるか不安がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・多様な経営体による小規模又は優良農地外農地等の荒廃化抑止を図る。
- ・水田においては転作事業を継続したり、作業効率の高い栽培品種への切り替えを進めていくほか、希望に応じた畑地化に取り組む。
- ・畑作では、日照などの影響が小さい暖期の作物栽培を推奨し、担い手が中心的に栽培している作物の特産品化や輸出等の販売促進の醸成を図っていく。
- ・米農家等の六次産業化(甘酒・菓子・漬物加工)を推進すべく、異業種間マッチング(専門家受入れ)などの取り組みを試行的に行う仲間づくりを展開していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	196 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	196 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地, その他農業振興地域内の農地すべてを原則的に農業上利用する土地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	
①一定の集約が図られている水田においては、引き続き現経営体による転作(大豆・麦)事業等による集積・集約を維持していく ②畑作はキャベツを中心に担い手が耕作しているため、これらの集落内の中心経営体に担ってもらう。	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	
・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地中間管理機構に貸し付けていく。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンク機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。	
(3) 基盤整備事業への取組方針	
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。 ・畦畔除去・改善、圃場の排水・水持ち状況改善など小規模な農地改良事業に取り組む。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
①集積・集約を進めることで、規模拡大を進めていくことを基本とするが、状況に応じて大規模農家の前の中規模農家を増やしていくことにも取り組む。②規模を問わず、農業機械等の設備が容易に提供される環境・仕組みの話し合いや農業全般を担う集団事業体・法人事業体創設といった内容の話し合いも状況次第で行っていく。③行政で新規就農に向けた総合的支援策が示されたとき、農業技術支援や実践研修に応じる現業農家等を用意するなど、行政と連携し就農支援の一翼を担い、地域内農業者の発掘を図っていく。④家族間での農業手伝いの賞賛、若年・中年世代と農業団体等との交流を通じた親近感向上、垣根除去など就農への疎遠意識改革を図る。⑤状況に応じて行政機関への要望事業を行う。(担い手外、小規模農家に対する支援策等)⑥地域の新規就農者確保に向けて、時宜、大学・学校等若い世代が集まる場でチラシ配布・就農アピールを行うなどの就農喚起を図っていく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
高齢化や機械の老朽化等により、農業経営が困難となった小規模兼業農家等、必要な農家が一定の農業工程を肩代わりしてもらうこととする。受託する側の機械や人員等の体制に合わせたものとなる。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①鳥獣被害対策を適切に実施するため鳥獣被害対策実施隊を設置し、鳥獣の捕獲、情報収集等を行う。農作物等の被害防止のため、農地への電気柵や防護柵等の設置助成に取り組む。 ⑧台風や暴風雨等の被害防止の対策として農業用ハウスの強靱化、園芸施設共済等への加入促進を図る。				